う。以下同じ。）が現に使用している周波数を使用する特定基地局に係るものについては、次の場合に限り定めることができることとした。

イ　既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数に係る有効利用評価の結果が総務省令で定める基準を満たしていないと認めるとき。

ロ　㈡(1)による申出に係る開設指針を定める必要がある旨を決定したとき。

ハ　電波に関する技術の発達、需要の動向その他の事情を勘案して、既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の再編（一の周波数の区分（同一の周波数帯に属する周波数であって同一の免許人が開設する無線局が現に使用しているものの別による区分をいう。以下同じ。）を更に区分し、又は二以上の周波数の区分を統合し、若しくは統合した上で区分することをいう。以下同じ。）を行い、当該周波数の再編により新たに区分された周波数を使用する電気通信業務用基地局の開設を図ることが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要であると認めるとき。

(2)　総務大臣は、(1)イ又はハの場合において開設指針を定めようとするときは、当該開設指針に係る周波数を現に使用している既設電気通信業務用基地局の免許人の意見を聴かなければならないこととした。

(3)　総務大臣は、(1)の開設指針を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、当該開設指針の制定が当該開設指針に係る周波数を現に使用している既設電気通信業務用基地局の免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができることとした。

(4)　総務大臣は、(3)の調査を行うため必要な限度において、(3)の免許人（当該調査が(1)ロの場合における開設指針の制定に必要なものであるときは、(3)の免許人及び当該開設指針に係る申出人）に対し、必要な事項について報告を求めることができることとした。

(5)　総務大臣は、(1)イの場合において、(2)の意見の聴取の結果、(3)の調査の結果その他の事情を勘案して、開設指針を定める必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を電波監理審議会に報告しなければならないこととした。

(6)　(1)の開設指針の記載事項として、次の事項を追加することとした。

イ　(1)の特定基地局に使用させることとする周波数の全部又は一部を既設電気通信業務用基地局が現に使用している場合は、当該周波数及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局が現に使用している周波数並びにこれらの周波数の使用の期限の満了の日

ロ　既設電気通信業務用基地局の周波数の使用の期限の満了の日以前に、(1)の特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、終了促進措置に関する事項

(7)　開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して一〇年（(6)イの周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあっては、二〇年）を超えない範囲内において総務省令で定めることとした。

(8)　(1)の開設指針に係る開設計画の認定をしたときは、当該認定の日から周波数の使用の期限の満了の日までは、当該認定に係る周波数を現に使用している既設電気通信業務用基地局又は当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局の再免許を申請することができることとした。

(9)　認定開設者が、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等に対し、当該認定計画に係る終了促進措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができるとともに、協議が調わないときは、当事者の双方は、当該委員会に対し、仲裁を申請することができることとした。

(10)　総務大臣は、(1)の開設指針において周波数の使用の期限を定めたときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更し、又は免許を取り消すことができることとした。

㈡　開設指針の制定の申出制度の創設

(1)　既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数を使用する電気通信業務用基地局を特定基地局として開設することを希望する者は、当該特定基地局の開設指針について、これを制定すべきことを総務大臣に申し出ることができることとした。

(2)　総務大臣は、(1)の申出を受けた場合には、当該申出に係る周波数に係る有効利用評価の結果、申出人が開設を希望する特定基地局による当該周波数の電波の有効利用の程度の見込みその他総務省令で定める事項を勘案して、当該申出に係る開設指針の制定の要否を決定するものとした。

(3)　総務大臣は、(2)の決定をしようとするときは、当該決定に係る申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人の意見を聴かなければならないこととした。

(4)　総務大臣は、(2)の決定をしたときは、遅滞なく、理由を付してその旨を当該決定に係る申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人に通知するとともに、これを公表しなければならないこととした。

㈢　電波の公平な利用の確保に関する事項の開設指針等の記載事項への追加

(1)　電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設指針の記載事項として、次の事項その他の当該特定基地局の無線設備に係る電波の公平な利用を確保するための措置に関する事項を追加することとした。

イ　当該特定基地局を開設しようとする者の区分（既設電気通信業務用基地局の免許人であるか否かの別、当該免許人ごとに算定した既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の幅の合計その他の事項を勘案して定めるものをいう。）ごとに当該区分に属する者が開設する当該特定基地局に使用させることとする周波数の幅の上限に関する事項

ロ　接続・卸役務提供（他の電気通信事業者の電気通信設備と当該特定基地局に係る電気通信業務の用に供する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供をいう。以下同じ。）の促進に関する事項

(2)　電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画の記載事項として、接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のものを追加することとした。

㈣　特定基地局の開設に係る認定開設者の努力義務規定の整備

電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者は、無線通信を確保し、当該特定基地局が使用する周波数の電波の有効利用に資するため、認定計画に記載した当該特定基地局の無線設備の設置場所以外の場所においても、当該特定基地局の開設に努めなければならないこととした。

3

電波利用料制度の見直し関係（第一条関係）

㈠　免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこととした。

㈡　電波利用料の使途として、研究開発のための補助金の交付を追加することとした。